

平成 29 年度予算（案）の概要

社会・援護局(社会)

※

平成29年度予算(案)額	3兆139億円
平成28年度当初予算額	3兆50億円
差引	+89億円 (対前年度伸率+0.3%)

※ 復興特別会計分を含む。簡素な給付措置（臨時福祉給付金）等を除く。

主要事項

- 「地域共生社会」の実現に向けた「我が事・丸ごと」の地域づくり 20億円
- 生活困窮者自立支援制度の着実な推進 400億円
 - ・ 子どもの学習支援事業の推進 35億円
 - ・ 生活困窮者等の就労準備支援の充実 5.1億円
 - ・ 居住支援の取組強化 2.5億円
- 生活保護に係る国庫負担 2兆8,803億円
- 医療扶助の適正実施の更なる推進 22億円

東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興に向けた支援

- 長期化する避難生活等に対応した被災者への見守り・相談支援等の推進
復興庁所管「被災者支援総合交付金」200億円の内数
- 熊本地震の被災者に対する見守り・相談支援等の推進 7.5億円

I 「地域共生社会」の実現に向けた新たなシステムの構築

支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指す。

1 地域の支え合いの再生・活性化、包括的・総合的な相談支援等の推進

住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援する。また、育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める包括的・総合的な相談支援体制づくりを進める。

(1) 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けた取組の推進【一部新規】

20億円

住民に身近な圏域で、他人事を「我が事」に変えていくような働きかけや複合的な課題、世帯の課題を「丸ごと」受け止める場を設けることにより住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築する。

また、育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を的確に捉え、分野別の相談支援体制と連動して対応することができる総合的な相談支援体制を構築する。

(2) 生活困窮者自立相談支援機関における相談支援の実施（後掲）

生活困窮者自立支援制度に係る負担金218億円の内数

(3) 多様な地域の支え合いの再生・活性化支援

① NPO等の民間団体が連携・協働しながら実施する地域課題の解決に資する活動等に対する助成（社会福祉振興助成費補助金）（後掲） 6.1億円

② 地域における自殺対策ゲートキーパーの養成（後掲）

地域自殺対策強化交付金25億円の内数

自殺対策において、早期対応の中心的役割を果たす「ゲートキーパー」の養成を行う。

2 多様な活躍・就労の機会の確保、就労支援の推進（受け手から支え手へ）

地域社会と密接に連携し、生活困窮者、生活保護受給者、高年齢者、若年無業者、障害者、がん・難病患者等の多様な活躍・就労の機会の確保や就労支援の体制を整備する。

(1) 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度による就労支援（後掲）

生活困窮者自立支援制度の着実な推進400億円の内数

○ 生活困窮者等の就労準備支援の充実【新規】（後掲） 5.1億円

3 ひきこもり対策の推進

生活困窮者自立支援制度に係る補助金 183 億円の内数

ひきこもりの人やその家族に対するきめ細やかで継続的な相談支援や、早期の把握が可能となるよう、ひきこもり地域支援センターの設置運営、ひきこもりサポーターの養成・派遣の効率的な実施を図り、ひきこもり対策を推進する。

4 寄り添い型相談支援事業の実施

7.5 億円

生きにくさや暮らしにくさを抱える人がいつでもどこでも相談ができ、誰でも適切な支援を受けられるようにするため、問題を抱える人からの電話相談（24 時間 365 日）を受けるとともに、必要に応じて支援機関の紹介や同行支援などの寄り添い支援を行う。

Ⅱ 生活困窮者自立支援制度の着実な推進及び生活保護制度の適正実施

生活困窮者の自立・就労支援等の推進及び生活保護制度の適正実施により、自立した生活の実現と暮らしの安心を確保する。

1 生活困窮者自立支援制度の着実な推進【一部新規】

400 億円

平成27年度から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、いわゆる「第2のセーフティネット」を強化するものとして、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な相談支援や就労支援等により、生活困窮者の自立をより一層促進するとともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりを推進する。

(1) 生活困窮者自立支援制度に係る負担金

218 億円

生活困窮者自立支援法等に係る必須事業である自立相談支援事業等について、その実施に必要な額を確保する。

(2) 生活困窮者自立支援制度に係る補助金

183 億円

生活困窮者自立支援法等に係る任意事業について、その実施に必要な額を確保するとともに、平成29年度より以下の事業について拡充を図る。

※ なお、生活保護適正化等事業を含めた生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の総額は293億円となっている。

① 子どもの学習支援事業の推進【一部新規】

35 億円

生活困窮世帯の子どもを支援するため、学校や教育委員会等との定期的な情報共有、関係の構築等により教育機関との連携強化を図るなど、子どもの学習支援事業を更に推進する。

② **生活困窮者等の就労準備支援の充実【新規】** **5. 1億円**
複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難な生活困窮者等に対し、障害者等に対する就労支援のノウハウの活用による専門的な支援を通じて、就労・定着の促進を図る。

③ **居住支援の取組強化【新規】** **2. 5億円**
生活困窮者が直面している賃貸住宅の入居・居住に係る困難な課題を解決するため、物件探し等の個別支援、保証・見守りサービスの情報収集、家賃保証や緊急連絡先の引き受けを行う社会福祉法人等の受け皿開拓など、オーダーメイドの居住支援コーディネートを行う。

(3) **生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施** **86百万円**
生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援を担う相談支援員等の養成の促進等を通じて、支援の質の向上を図る。

2 生活保護制度の適正実施

(1) **生活保護に係る国庫負担** **2兆8,803億円**
生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。また、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化等を進める。

※ 生活扶助基準については、国民の消費動向等を総合的に勘案し、前年度同額とする。

(2) **保護施設事務費負担金** **294億円**
保護施設の運営に必要な経費を負担する。

(3) **医療扶助の適正実施の更なる推進【新規】** **22億円**
生活保護受給者について、頻回受診等の適正受診指導、後発医薬品の使用促進、長期入院患者等の退院支援等の取組をPDCAサイクルで効果的に実施する地方自治体を支援する等により、医療扶助の適正化を推進する。

(4) **生活保護における年金調査の一層の推進** **4.5億円**
生活保護における年金調査について、新たに受給資格を得る者の年金申請が確実に行われるよう、年金受給に必要な資格の確認や年金の申請手続の支援等体制整備の拡充を図る。

(5) **生活保護指導監査委託費** **19億円**
都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、適正な保護の実施を推進する。また、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、計画的な見直しを行う。（生活保護指導職員数：307人→301人）

Ⅲ 福祉・介護人材確保対策等の推進

団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年に向け、喫緊の課題である福祉・介護人材の確保を図るため、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）を踏まえつつ、地域医療介護総合確保基金などを活用し、福祉・介護人材の確保を総合的・計画的に推進する。

1 福祉・介護人材確保対策等の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進

【一部新規】 60億円〈老健局にて計上〉

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、新たに、平成29年度から介護事業所におけるインターンシップ等の導入支援を実施するなど、介護人材の「参入促進」、「労働環境・処遇の改善」、「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

(2) 介護人材の機能の明確化やキャリアアップの推進に向けたモデル的な取組

の実施【新規】 50百万円

多様な人材の活用と人材育成を図るため、介護事業所における介護職員間の業務分担の推進や、介護福祉士の専門性を高めるための研修プログラムの策定に向けたモデル事業を実施する。

(3) 社会福祉法人の創意工夫による多様な福祉サービスの展開【新規】

7. 8億円

国民の多様な福祉ニーズに対応し、社会福祉法人の創意工夫による多様な福祉サービスが積極的に展開されるよう、平成29年4月から施行される改正社会福祉法を踏まえ、経営労務管理体制の強化、社会福祉充実計画に基づく事業の推進、地域ニーズを把握・共有するための「地域協議会」の立ち上げ等の取組を支援する。

2 社会福祉事業従事者の養成・研修

(1) 指導的社会福祉事業従事者の養成等

4. 8億円

日本社会事業大学における指導的社会福祉事業従事者養成等のための運営支援を行うとともに、老朽化に対応するための施設整備を行う。

(2) 社会福祉事業従事者への研修

30百万円

中央福祉学院において福祉関係職員等に対する研修を行い、福祉人材の資質向上を図る。

3 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策（後掲） 85百万円

IV 自殺対策の推進

1 地域自殺対策強化交付金

25億円

平成28年4月1日から施行された改正自殺対策基本法に基づき、地域自殺対策強化交付金により、地域レベルでの実践的な自殺対策の取組を支援する。

2 自治体における自殺対策計画の策定支援

2.0億円

改正自殺対策基本法において全ての都道府県及び市町村に自殺対策計画の策定が義務づけられたことを踏まえ、「地域自殺対策推進センター」の全ての都道府県・指定都市への早期設置に向けて取り組むとともに、自治体における自殺対策計画の早期策定に向けた支援を行う。

3 民間団体と連携した自殺対策の推進等

2.1億円

「自殺総合対策推進センター」において、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むためのエビデンスの提供や、民間団体を含めた地域の自殺対策の支援について、機能を強化する。

また、自殺予防週間及び自殺対策強化月間において国、地方公共団体、民間団体等が連携した啓発活動等を実施する。

V 経済連携協定等の円滑な実施(外国人介護福祉士候補者等への支援)

1 外国人介護福祉士候補者の受入れ支援【一部新規】

83百万円

経済連携協定（EPA）等に基づき入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適切に受け入れるため、介護に関する基礎的な研修や受入施設の巡回訪問等を行う。

新たに、平成29年度においては、外国人介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加することに伴い、相談、通報窓口体制の整備等を図る。

2 外国人介護福祉士候補者等に対する学習支援の実施

(1) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施【一部新規】

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金293億円の内数

外国人介護福祉士候補者を受け入れた個々の施設が実施する日本語や介護分野の専門知識等の学習及び学習環境の整備に対する支援を行う。

新たに、平成28年度介護福祉士国家試験から、試験内容に医療的ケアが位置付けられることから、医療的ケアに関する学習支援を行う。

(2) 外国人介護福祉士候補者等学習支援事業の実施 **2. 1億円**

① 外国人介護福祉士候補者学習支援事業 **1. 1億円**

受入施設における外国人介護福祉士候補者の継続的な学習支援のため、集合研修や通信添削指導等の学習支援を実施する。

② 技能実習生の日本語学習等支援事業【新規】 **96百万円**

技能実習制度への介護の職種追加に当たって、必要なコミュニケーション能力を確保しつつ、技能移転が円滑に行われるよう、日本語学習の環境整備（Eラーニングの整備）等を行う。

VI 社会福祉施設等に対する支援

1 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

社会福祉法人や医療法人等に対して、社会福祉施設や病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。

(1) 貸付枠の確保

・資金交付額	3, 727億円
・福祉貸付	2, 545億円
・医療貸付	1, 182億円

(2) 福祉貸付事業における貸付条件の改善

- ① 被災地における災害復旧の促進
 - ・災害復旧に係る無利子貸付対象を全ての融資対象施設に拡充

- ② ニッポン一億総活躍プランの実現に向けた取組
 - ・介護施設等における「介護ロボット・ICTの導入」及び「空き家等の賃借による事業所の整備」に伴う無担保貸付制度の拡充

2 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金 **261億円**

社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇の確保を図る。

3 社会福祉振興助成費補助金 **6. 1億円**

NPO等の民間団体が連携・協働しながら実施する「ニッポン一億総活躍プラン」に即した創意工夫ある活動や地域課題の解決に資する活動等に対し助成を行う。

Ⅶ 東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興に向けた支援

1 東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進

復興庁所管「被災者支援総合交付金」200億円の内数

仮設住宅における避難生活の長期化や、災害公営住宅等への移転による被災者の分散化など、被災者を取り巻く状況の変化を踏まえ、相談員の巡回による孤立防止のための見守りや相談支援等を推進する。

また、全国を対象に実施している「寄り添い型相談支援事業」と連携し、電話相談により把握した被災者が抱える個々の課題の解決に向け、地域の様々な関係機関との支援ネットワークを構築・活用した包括的な支援等を行う。

2 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策 85百万円

福祉・介護人材不足が深刻化している福島県の事情を踏まえ、県外から相双地域等の介護施設等への就労希望者に対して介護職員初任者研修の受講費や就職準備金の貸与等の支援を引き続き行うことにより、人材の参入を促進し、福祉・介護人材の確保を図る。

3 熊本地震の被災者に対する見守り・相談支援等の推進【新規】 7.5億円

被災者が、応急仮設住宅への転居など生活環境の変化の中で、安心した日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの再構築を着実に支援する。

4 災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業【一部新規】 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金293億円の内数

施設の被害状況の把握、関係機関との連絡調整等を担う「後方支援チーム」の立ち上げ等を支援することにより、災害時に災害福祉支援チームが迅速かつ円滑に活動できるよう、体制整備を図る。

第1 簡素な給付措置（臨時福祉給付金（経済対策分））の概要

1 趣旨等

(1) 「簡素な給付措置」は、税制抜本改革法において、消費税率引上げ（5%→8%）による影響を緩和するため、低所得者層に対する暫定的及び臨時的な措置として位置づけられており、平成31年10月に予定される消費税率の引上げ（8%→10%）及び軽減税率の導入時点まで実施することとされている。

一方で、現状の景気が個人消費に力強さを欠いた状況にあるとの認識の下、一億総活躍社会の実現の加速に向けて、消費の底上げを図り、内需を拡大するために、社会全体の所得の底上げを図っていくことが重要である。

こうした状況を踏まえ、政府においては、平成28年8月2日に閣議決定した「未来への投資を実現する経済対策」の中で、「簡素な給付措置について、平成31年9月までの2年半分を一括して措置する。」こととされ、平成28年第二次補正予算により臨時福祉給付金（経済対策分）を実施することとした。その支給事務を担う厚生労働省において、これまでの給付金に引き続き、市町村に対する給付費及び円滑な支給に必要な事務費の補助等を行う。

(2) 制度の概要は、支給額や加算措置の有無といった変更点を除けば、基本的に平成26～28年度の臨時福祉給付金と同様である。以下の図を参照されたい。

簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の概要

措置対象期間 (計上予算)	平成26年度 平成26年4月～27年9月 (平成25年度補正)	平成27年度 平成27年10月～28年9月 (平成27年度当初)	平成28年度 平成28年10月～29年3月 (平成28年度当初)	経済対策分 平成29年4月～31年9月 (平成28年度二次補正)
趣旨	税制抜本改革法に基づき、消費税率の引上げを踏まえ、低所得者に配慮する観点から導入する施策(軽減税率)の実現までの間の臨時的・暫定的な措置として、簡素な給付措置(臨時福祉給付金)の支給を実施			
支給対象者	市町村民税(均等割)が課税されていない者 (市町村民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等、生活保護の被保護者等を除く)			
対象者数 (注1)	2,400万人	2,200万人	2,200万人	2,200万人
実績 (注2)	1,992万人 (うち加算対象者1,091万人)	2,016万人	—	—
支給対象者の特例	施設入所等児童等、DV被害者、措置入所等障害者・高齢者等は、所定の手続きの下、扶養関係にかかわらず、当該者に支給			
実施主体	市町村(特別区を含む)			
支給額 (注3)	10,000円 基礎年金受給者等に5,000円を加算	6,000円	3,000円	15,000円
基準日	平成26年1月1日	平成27年1月1日	平成28年1月1日	平成28年1月1日
支給開始時期	平成26年8月頃	平成27年10月	平成28年10月	平成29年春
費用	事業の実施に要する経費(事業費・事務費)を国が補助(10/10)			
予算額	3,420億円 事業費:3,000億円 事務費:420億円	1,693億円 事業費:1,320億円 事務費:373億円	1,033億円 事業費:660億円 事務費:373億円	3,673億円 事業費:3,300億円 事務費:373億円

(注1) 対象者数は、予算積算上の推計数。

(注2) 実績は、市町村へのアンケート結果(支給決定者数)を集計したもの。

(注3) 支給額は、低所得世帯の消費税率引上げに伴う食料品支出額の増加分(3%アップ分)を参考に算出。

2 被保護者等の取扱い

生活保護基準等は、平成26年4月の消費税率の引上げによる影響分を織り込んで設定されているため、平成28年度臨時福祉給付金と同様に、基準日（平成28年1月1日）における生活保護制度の被保護者等については、支給対象外とする。

3 施設入所等児童等、DV被害者等に関する取扱い

(1) 平成28年度臨時福祉給付金と同様に以下のような取扱いとする。

ア 基準日（平成28年1月1日）時点で児童福祉施設等に入所等している児童等については、保護者の扶養親族等とはなっていないものとみなすこととし、当該児童等の住民票を基準日に施設等の所在する市町村に移していない場合も、当該施設等の所在する市町村から支給することとする。

イ DV被害者等については、基準日（平成28年1月1日）時点で配偶者と生計を別にしているDV被害者等について、保護命令が出ている等の一定の要件を満たす旨を申し出た場合には、配偶者の扶養親族等とはなっていないものとみなし、基準日時点で住民票を移していない場合には、申出日時点で当該DV被害者等が居住する市町村から支給することとする。

(2) 施設入所等児童等及びDV被害者等については、上記の配慮を行うため、これまでの給付金と同様に、支給先の管理を行う作業が必要となるが、平成28年10月20日に開催した全国説明会において、「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における臨時福祉給付金（経済対策分）関係事務処理について」（平成28年10月20日付け事務連絡）及び「施設入所等児童等に係る臨時福祉給付金（経済対策分）関係事務処理について」（平成28年10月20日付け事務連絡）により運用指針を示したところである。

第2 実施に向けた準備

1 予算について

(1) 国における予算計上について

支給に要する経費については、平成28年度第2次補正予算に計上した。補助率については、10分の10であり、計上額は次のとおりである。

i 事業費 3,300億円

$$\cdot 15,000円 \times 2,200万人分 = 3,300億円$$

ii 事務費 373億円 (※)

$$\cdot \text{うち、地方公共団体分} = 358億円$$

なお、事務費の予算計上の考え方は以下のとおりである。

(ア) 市町村分

- ・ 審査事務等に要する人件費 [申請の勧奨、支給対象者リスト作成、申請書審査、入力・集計など]
 - ・ 申請書等の発送費用 [申請書送付料、支給決定通知送付料など]
 - ・ システム改修費 [既存システムの改修など]
 - ・ 電話照会対応に要する経費 [電話対応要員の賃金又はコールセンター設置費用など]
 - ・ 口座振込手数料
 - ・ 広報経費 [広報誌掲載費、チラシ等作成費など]
 - ・ その他 [支給事務に係る旅費、消耗品費、電話代、事務機器借料など]
- などの経費を見込んだもの。

(イ) 都道府県分

- ・ 市町村への伝達会議開催に要する経費
- ・ 全国説明会への出席旅費
- ・ 補助金執行事務に要する人件費
- ・ 広報経費

などの経費を見込んだもの。

(2) 概算払経費要求及び予算の繰越しについて

事業費・事務費ともに、平成28年度に交付決定した後の残余を平成29年度へ繰り越して使用することができるよう、国において、繰越明許費として要求している。なお、平成29年度中に事業が完了する必要がある点について留意されたい。

(3) 地方公共団体における予算計上について

一億総活躍社会の実現の加速に向けて、社会全体の所得の底上げを図っていく旨の給付金の趣旨から、可能な限り早く支給ができるよう、また、支給事務の大半に平成28年度臨時福祉給付金の枠組みを用いていることを踏まえ、効率的な実施方法等について検討の上、予算計上をお願いしたい。

(4) 都道府県に対する事務委任について

国庫補助金の執行に当たっては、給付制度の円滑な実施の観点から、引き続き、都道府県に補助金等の交付に関する事務の一部について御協力をお願いしたい。

2 実施スケジュール等について

上述のとおり、一億総活躍社会の実現の加速に向けて、消費の底上げを図り、内需を拡大するために、社会全体の所得の底上げを図っていく観点から、できる限り早期に支給するため、事業を計画していただきたいと考えている。

申請受付期間については、申請受付開始日から3か月とすることを基本とするが、各市町村の規模、実情等によってこの期間で対応しがたい場合には、申請受付開始日から3か月以上6か月以内の範囲とすることができる。

3 広報に関する準備作業について

(1) 国の広報について

臨時福祉給付金（経済対策分）における国の広報予定は、以下のとおりである。

ア 特設ホームページの開設

厚生労働省のホームページに基本的情報を掲載するほか、別途、特設ホームページを設ける。

イ 特設コールセンターの設置

国民からの一般的な問い合わせに国でも対応するため、特設コールセンターを設置し、オペレーターによる電話対応を実施する。電話番号は、引き続き「0570-037-192」とする予定である。

なお、平成28年度中は、現在設置している特設コールセンターにおいて、臨時福祉給付金（経済対策分）に関する問い合わせにも対応しているところであるが、平

成29年4月以降の対応については、委託業者の選定等の手続き後、開設時期等を連絡する。

ウ 一般的広報

各市町村の申請受付期間を念頭に、以下のような一般的広報を実施する予定であり、委託業者の選定等の手続き後、具体的内容を連絡する。

なお、メディア広報（テレビスポット、ラジオ広告、新聞広告、インターネット広告）は、大半の市町村が申請受付を開始する3月下旬と申請受付を終了する直前の5月下旬の2つのピークを捉えて重点的に行う予定である。

- ・ テレビスポット
- ・ ラジオ広告
- ・ 新聞広告
- ・ インターネット広告
- ・ ポスター・チラシの作成、配布

(2) 地方公共団体における広報について

ア 各市町村における住民に直接申請を促す方法として、これまでの給付金では、多くの市町村において、個人住民税が課税されていない旨のお知らせとともに臨時福祉給付金の申請書等を送付する方式による個別の申請勧奨を実施していただいた。

イ こうした個別の勧奨が、着実に対象者へ支給するために非常に効果的であり、また、多くの市町村では、申請書等に氏名等を予め印字して送付するなど、申請者の利便性に資する取組が行われた。こうした取組を踏まえ、各市町村において効果的な申請勧奨に取り組んでいただきたい。